議案第22号 説明資料

幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現行条例								改正条例							
○幕別町附属機関設置条例 (令和2年3月19日 条例第11号)								○幕別町附属機関設置条例 (令和2年3月19日 条例第11号)							
第1条~第6条 略 別表(第2条関係)								第1条~第6条 略 別表(第2条関係)							
執行機関	附属機関	所掌事務	組織	委員の構成	定数	任期	執機	行	附属機関	所掌事務	組織	委員の構成	定数	任期	
教育 会	略 幕別町小 中一貫を 育・CS 推進 会議	町の小中一貫教育を 含む学校教育等についての審議に関すること。	会長 副会長 委員	教育関係機関・ 団体等の役職員 又は会員 教育長が必要と 認める者	30 人以内	1年	教委会	員言	略 幕別町小 中一貫教 育・CS 推進連絡 会議	町の小中一貫教育を 含む学校教育等についての審議に関すること。	会長 副会長 委員	教育関係機関・団 体等の役職員又は 会員 教育長が必要と認 める者	以内	1年	
	ДЖ							星汽	幕別町部 舌動地域 多行検討 委員会	部活動の地域移行に関する準備や諸課題についての審議に関すること。	<u>委員長</u> <u>副委員</u> <u>長</u> <u>委員</u>	関係団体の代表者 関係学校の代表者 教育委員会が必要 と認める者	以内	2年	